

令和2年度 第4回 大和市地域包括支援センター運営協議会 議事録

日 時 令和2年10月15日(木) 午後1時30分から午後2時30分まで

場 所 大和市保健福祉センター1階 保健指導室・検診室

出席者 委員 8名(欠席 1名)、事務局 13名 傍聴者 0名

内 容

1 開会

2 内容

(1) 議事

ア 介護予防支援の委託について

(2) 地域ケア推進会議について

ア 「大和市路上喫煙の防止に関する条例」の一部改正案について

イ 大和市の地域課題について

(3) その他

3 閉会

配布資料

資料1 介護予防支援の委託について

資料2 大和市路上喫煙の防止に関する条例の一部改正について

資料3 大和市の地域課題

資料4 令和2年度 第2回地域ケア推進会議(経年的まとめ)

資料5 事業報告集計表(年集計)からみた傾向について

議事の経過

1 開会

- ・事務局より、大和市地域包括支援センター運営協議会規則第6条第2項の規定に基づき、出席者が過半数に達しているため、会議成立の旨を報告。
- ・会長挨拶。
- ・会長司会により、次第に沿って進行。

2 内容

(1) 議事

ア 介護予防支援の委託について

資料1に基づき事務局より説明

<質疑応答> な し

報告事項について、委員全員一致により了承とする

(2) 地域ケア推進会議について

ア 「大和市路上喫煙の防止に関する条例」の一部改正案について

資料2に基づき事務局より説明

<質疑応答>

委員：より厳しくなることには賛成したい。すべての路上での喫煙は禁止となりますが、罰則が適用になるのが重点禁止区域のみであることに違和感があります。参考までにこれまでの罰則の実績を教えてください。

事務局：罰則の対象者は3件ありました。条例施行後10年が経過しており、市民には一定の理解を得られていると考えています。喫煙している方に指導員が注意するとやめていただけています。今後も周知に努めていきたいと思えます。

委員：現行では「駅周辺や小・中学校周辺」と具体的なエリアが明記されていますが、改正案では「特に人通りが多い区域」のみの明記となっています。「小・中学校」の明記がされないとあやふやになるように思いますが、いかがでしょうか。

事務局：「特に人通りが多い区域」とは大和駅、中央林間駅周辺を指しています。改正案では「すべての路上で禁止」とするため、理解は得られやすくなると考えています。

委員：全域を過料対象にしないのはなぜでしょうか。

事務局：必要な人工との費用対効果の面から難しいと考えています。大和駅で朝・夕通勤時間に定点調査を行っています。通行は1万人弱あり、そのうち喫煙者は平成20年度（施行時）では1.6%、令和元年度では0.03%となっており、周知を重ねることで減少ができたと考えています。受動喫煙の機会の減少も目的に掲げ、条例改正に取り組み、周知に努めていきたい。改正条例が制定されると「すべての路上」を対象とする、神奈川県下で最初の自治体となります。

委員：コロナ禍でマスク着用者が増えたこともあり、調査時点が今年3月の路上喫煙者数ならバイアスのかかったものになるのではないのでしょうか。

事務局：最新の調査結果である喫煙者割合0.03%は令和元年4月から令和2年3月までの調査です。今年度の調査結果はまだ入手していません。

委員：指導するのはどのような人物なのでしょうか。また過料される区域は現行のままとなるのでしょうか。

事務局：市長が任命した職員および4名の非常勤職員（路上喫煙防止指導員）で、大和駅、中央林間駅を中心に喫煙している方に注意をしています。過料される「重点禁止区域」は現行のままで、看板、路面に「重点禁止区域」であることの標示をしており、周知が図られていると考えています。

委員：運転中に車の窓からたばこを持つ手を出している人、捨てる人がいますが、危険だと思っています。取り締まりをおこなっている部署がありますか。

事務局：本条例、健康増進法でも該当しておらず、現在のところ取り締まりを行う部署はありません。

委員：条例改正が行われた後の周知についての予定を教えてください。根気よく周知活動を行っていく必要があると考えています。

事務局：受動喫煙の機会の減少も目的に加わるため健康福祉部と環境農政部とで協力して周知活動にあたる予定です。各々の所管している事業での啓発、路面標示・看板等の工夫等を行っていききたい。また学校周辺だけでなく、通学路での喫煙禁止を強く望む声が届いており、登下校の見守りを行っている方々の協力が得ながら、進めていければと考えています。

事務局：改正条例制定後施行までの期間に広報やまと、やまとニュースで周知します。またコロナの感染状況を見ながらイベント等の開催も考えています。

委員：大和駅前に喫煙所が2か所設けられていますが、受動喫煙防止の観点から見ると、いかがなものかと思えます。今後の駅前の喫煙所対策について教えてください。

事務局：5駅6か所に喫煙所を設置していますが、現在はコロナ感染防止のため封鎖しています。改正条例施行後は設置を継続するならば、しっかりした防煙対策をとる必要があると考えています。

委員：駅前に喫煙所は設置すべきではないと考えますが、いかがでしょうか。

事務局：密閉型で室外に煙が出ない喫煙所であれば設置継続も検討しますが、駅前に喫煙所を設置すること自体が厳しい状況であると認識しています。

委員：健康増進法により、店内で喫煙ができず、店先で喫煙している姿を見かけますが、路上との境界が付きにくいと思えます。もし店の前の路上で喫煙をしているのを発見した場合、どこに相談をすればよいのでしょうか。

事務局：民地における喫煙については健康増進法で「受動喫煙にならないように配慮しなければならない」と規定されておりますが、所管は県となり、禁止や罰則の対象ではありません。市内の事例として次のような対応をいたしました。店先が狭く、多くの客が喫煙場所に集まると道路での喫煙になってしまい、近隣から苦情が寄せられていました。市としては直接店と話し合うことはできませんが、何らかの関与は必要だと考え、路面標示や鉄道会社等の協力を得て看板設置などを行いました。また県には店に防煙の協力をお願いしていただきました。

事務局：改正条例が制定された場合には民生委員児童委員や各地区社会福祉協議会の皆様に情報提供をさせていただきたいと考えています。

イ 大和市の地域課題について

(ア) 認知症について

資料3、4に基づき事務局から説明

<質疑応答>

委員：事業の立ち上がりから関わっていますが、認知症に関しては、大和市は早くから取組み、また幅広い分野の施策を展開し、認知症対策は進んでいると思えます。認知症関係の会議で困難事例を聞く機会がありましたが、認知症の高齢者を住民が排斥しようとする動きがみられました。大和市ではそのようなことを聞いたことがありません。講演会等の啓発活動を着実にしてきた成果ではないでしょうか。

コロナ禍で活動が難しいですが、なるべく接触しないでかつ楽しく、なごめるカフェ等を実施していくなかで、新たな知見が広がっているのではないかと思います。

委員：コロナ禍のなか、地区社会福祉協議会でもミニサロンの運営がようやく動き出したところですが、認知症カフェの運営状況を教えてください。

事務局：市が開催しているカフェは8月より再開しています。以前はボランティア等と共に運営していましたが、現在は当事者とその家族、市職員合わせて以前の半数程度の人数で開催し、ペットボトルか蓋つきカップで飲み物のみを提供するなど感染防止に配慮しています。地域包括支援センター主催のカフェは7月末から再開し、現在までに8か所で開催しました。

- 委員：協議体も7月から再開しましたが、機能低下がみられる参加者がいらっしゃいます。認知症カフェの参加者はどういう状況でしょうか。また、心身の状態を上向きにするには、我々の努力次第ですが時間がかかると思います。いかがでしょうか。
- 事務局：少しずつ状況を見つつということになります。カフェの開催は例年より少なくなっていますが、外出の場を作りたいという主催者側の思いもあり、閉じこもりによる機能低下を防ぐためにも、できるだけ継続していきたいと考えています。
- 委員：カフェは認知症の症状改善などにはあまり効果がないと思いますので、違う手も絡めてということになるかと思いますが、カフェを楽しみにしている方々へ安全な場所として利用していただくことはよいのではないかと思います。
- 委員：カフェに参加する本人よりも家族の方に疲れが見られるという心配があります。
- 委員：コロナ禍において心配な方もいますが、そういった方には私の場合、日常の診療において家には閉じこもらないよう、そして家族が煮詰まらないよう、サービスで補えるところはサービスを利用するよう指導しています。
- 機能低下の原因として、夏は認知症の方の心身の能力が落ちやすいのに加え、今年はコロナの感染防止対策が加わり、症状が悪くなる方が多くいらっしゃいました。閉じこもらせてしまい、煮詰まってしまう前に先手を打って、何かしらの対策をしていくことが大切だと思います。
- 事務局：参加を中断している方には電話でご様子を聞いています。やまとニュースで認知症灯台などの広報を行いました。悩んでいる人の相談の機会を増やしていくことも大切であると考えています。
- 委員：先日出席した会議で「WEBでカフェの開催を考えている場合、県が資材やノウハウを提供する」と聞きました。ふれあいを大事にしているカフェですが、WEB開催がなじむのか、との疑問はありますが、推移を見守りたいと思っています。

資料5に基づき事務局より説明

<質疑応答>

- 委員：認知症の早期発見のための取組みの中に「認知症簡易チェックシステム」とありますが、どのようなものでしょうか。歯科医院では定期的な受診が多く、初期の認知症ではないかと気づくことがあります。その後どこかへ繋ぐのが難しいと感じています。
- 事務局：大和市ホームページで公開しています。診断をするものではありませんが、家族用、本人用の項目をチェックしていくと、市や地域包括支援センターなどに相談する必要があるかの目安がわかるものです。ページを進むと相談先等へのリンクが記されています。また、認知症が疑われる方がいらっしゃいましたら、市の事業「脳とからだの健康チェック」の受検をご案内ください。
- 委員：資料5の認知症関連の相談件数ですが、近隣から「心配な方がいる」との相談も件数に入っていますか。また該当の高齢者へのアプローチも行っているのでしょうか。
- 事務局：相談件数に入っています。また、関係機関からの相談への対応は、地域の見守りという形で該当高齢者の自宅訪問を行い、以降信頼関係を築きながら、必要な支援へとつなぐことも行っています。
- 委員：協議体にも「隣りの方が気になって」との相談が多く寄せられます。近隣の方についての相談先となると協議体や民生委員児童委員、地域包括支援センターに相談することが多いのではないかと思います。

事務局：最近では協議体の活動が根付いてきて、地域の困りごと等を聞き取るインフォーマルな窓口になっていただいています。

委員：中央林間地区は規模の多いマンションが増えています。若い世代だけではなく、高齢者も移り住んでいます。オートロックになっていて、訪問が難しく、またマンションに入居する方は外部との接触を嫌う方が多くいらして、支援がしにくいと感じています。今後もマンションは増える予定なため、集合住宅入居者への支援を考えていかなければと思っています。

事務局：市も同様に課題と感じていますが、よい手法がないのが現状であり、今後も関係機関と連携を図っていきたいと考えています。10月1日号広報やまとに地域包括支援センターの広報を掲載しました。今後も相談機関の周知をしていきたいと思えます。

委員：資料5の認知症関連の相談件数の多い地域の背景には積極的な認知症の啓発やカフェなどを展開してきた地域であり、その結果だと思えます。

事務局：資料5「2 地域の見守り」、「3 多機関・多職種連携」については次回にご意見を伺うことにさせていただきます。

(3) その他

- ・開催日時は令和2年11月19日（木）午後を予定しており、決定次第通知します。
- ・議事録については、議事録（案）を作成し、各委員に確認していただいた後に委員名を削除し、市のホームページに掲載します。

4 閉会

- ・職務代理より閉会挨拶